労基報よっかいち

7　月　号

第143号　2023年7月1日

発行人
一般社団法人四日市労働基準協会

四日市市西浦一丁目1－10
ＴＥＬ 059－353－3910
ＦＡＸ 059－352－1311

令和５年度全国安全週間を迎えて

四日市労働基準監督署長　宮　田　　仁

四日市労働基準協会会員の皆様方には、日頃より労働行政の推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昭和３年に初めて実施された全国安全週間が、今年も７月１日から７日までを期間として実施されます。今年で96回目となる全国安全週間は、自主的な労働災害防止活動を推進し、安全意識の高揚と安全活動の定着を図ることを目的に、一度も中断することなく続けられています。

関係者の方々のご理解とご努力により今まで続けられてきた労働災害防止活動を通じ、安全水準は向上し、労働災害は長期的には減少してきました。

しかしながら、令和4年における当署の労働災害発生状況をみると、死亡者数は５人と前年から半減したものの、死傷者数は835人と前年比95人の大幅な増加となり、令和以降、最多となりました。死傷災害については、転倒や腰痛などいわゆる行動災害が全体の4割近くを占め、高年齢労働者の労働災害も増加しています。

このような状況の中で、本年度より、「第14次労働災害防止計画」（以下「14次防」という。）がスタートしました。

安全対策に取り組むことは、人材確保の観点からもプラスになり、主体的かつ自発的な安全活動を推進・定着させ、誰もが安全で安心して働くことができる職場を実現させなければなりません。

当署においても、14次防に基づき、年間の死傷者数777人未満を目指し『**令和5年　チャレンジアンダー７７７（スリーセブン）ほくせい推進運動**』を展開してまいります。各種取組を進めていく予定としておりますので、今後とも皆様のご協力をお願いいたします。

また、本年度の全国安全週間のスローガンは**「高める意識と安全行動　築こうみんなのゼロ災職場」**です。

労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、不断の努力が必要であり、特に14次防の初年度となる本年度においては、労使一丸となった取組が求められます。

各職場におかれましては、本週間を契機として、それぞれの職場で、労働災害防止の重要性について認識をさらに深め、安全活動の着実な実行を図っていただきますようお願いいたします。

～死亡災害ゼロ・死傷災害アンダー 2,000 を目指して～ 三重労働局第 14 次労働災害防止計画が始まります

誰もが安全で健康に働くためには、労働者の安全衛生対策の責務を負う事業者や注文者のほか、労働者などの関係者が安全衛生対策について、自身の責任を認識し、真摯に取り組むことが重要です。

三重労働局は、国、事業者、労働者等の関係者が重点的に取り組むべき事項を定めた 2023 年 4 月～2028 年 3 月までの 5 年間を計画期間とする「三重労働局第 14 次労働災害防止計画」を 2023 年 3 月 23 日に策定しました。

三重労働局第 14 次労働災害防止計画

【第14次労働災害防止計画の重点事項】

(1) 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発等
- ア　安全衛生対策に取り組む事業者が**社会的に評価**される環境の整備
- イ　自主的な安全衛生活動、DXの推進等

(2) 業種別の労働災害防止対策
- ア　**製造業**
- イ　**建設業**
- ウ　道路貨物運送業
- エ　林業
- オ　小売業
- カ　社会福祉施設

(3) 災害別の労働災害防止対策等
- ア　**墜落・転落災害**
- イ　**機械災害**
- ウ　交通労働災害
- エ　**行動災害**（転倒・腰痛など）
- オ　**高年齢労働者の災害**
- カ　多様な働き方への対応や外国人労働者等の災害

(4) 労働者の健康確保対策
- ア　**メンタルヘルス**対策
- イ　**過重労働**対策
- ウ　産業保健活動の推進

(5) 化学物質等による健康障害防止対策
- ア　**化学物質対策**による健康障害防止
- イ　石綿・粉じん対策による健康障害防止
- ウ　熱中症、騒音対策による健康障害防止
- エ　電離放射線対策による健康障害防止

≪四日市労働基準監督署の取り組み方針≫

目標　死亡災害：死亡災害撲滅。

死傷災害：１４防期間中の死傷者数を１３次防期間中と比較して、５%以上減少させる。

四日市労働基準監督署では、上記目標を早期に達成することを目指し、**『令和５年チャレンジアンダー７７７（スリーセブン）ほくせい推進運動』を展開**し、**年間の死傷者数を７７７人未満にするとともに、１４次防最終年には、年間の死傷者数を７００人未満**とするような計画を立て推進していきます。

	令和４年	１３次防期間中の合計	令和５年	令和６年	令和７年	令和８年	令和９年	１４次防期間中の合計
休業４日以上の死傷者数	８３５人 確定	３，８８９人 確定	７７７人 目標	７５０人 目標	７２５人 目標	７００人 目標	７００人 目標	３，６５２人

上記の目標を達成するために展開する『令和５年チャレンジアンダー７７７（スリーセブン）ほくせい推進運動』については、各事業者及び労働者のみなさまの協力が必要不可欠ですので、よろしくお願いいたします。

○ 第14次労働災害防止計画の詳細については、協会HPをご確認ください。

STOP！熱中症
クールワークキャンペーン

四日市労働基準監督署管内では、平成 30 年から令和 4 年の間に、熱中症による休業 4 日以上の死傷者数が 21 人であり、そのうち、2 人の方がお亡くなりになっています。

今夏も、職場全体で、熱中症予防対策に取り組みましょう。

キャンペーンの詳細は、三重労働局ＨＰをご確認ください。

荷主のみなさん！道路貨物運送業の労働災害防止のご協力ください！！

四日市労働基準監督署管内では、令和 4 年に道路貨物運送業における休業 4 日以上の死傷者数が 105 人となりましたが、その災害発生場所を見ると、半数以上が、客先事業場で発生しています。

このような災害を防止するためには、荷主のみなさんの協力が必要不可欠です。

詳細は、厚生労働省ＨＰをご確認ください。

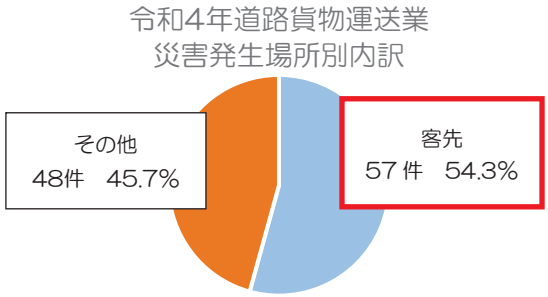

令和５年度年度更新の手続を行う事業主の皆様へ

令和４年度確定保険料の算定法は例年と異なります。ご注意ください。

令和４年度確定保険料は、保険料算定基礎額と保険料額を雇用保険分ごとに、前期（令和４年４月１日～同年９月 30 日）と後期（令和４年１０月１日～令和５年３月３１日）に分けて算出します。

※これに伴い、年度更新申告書と確定保険料算定基礎賃金集計表の様式を変更しています。

＊令和５年度における労災保険率、労務費率及び一般拠出金率については、令和４年度と変更はありませんが、雇用保険率について、令和４年４月１日からと 10 月１日からの２段階の変更と令和５年度の雇用保険率の変更があります。

なお、保険料の算出については、変更のない労災保険分についても雇用保険と同様に「前期」と「後期」を小計していただき、保険料率を乗じて算出します。

＊年度更新の申告書は三重労働局または四日市労働基準監督署への郵送、または電子申請でも受け付けており、窓口に出向くことなく申告できます。

（e - Gov 電子申請システムの画面操作方法等については、「e - Gov 利用者サポートデスク」（電話番号 050-3786-2225（050 ビジネスダイヤル））へお問い合わせください。

令和５年度労働保険の年度更新期間は令和５年６月１日（木）～７月１０日（月）です。

令和5年 労働災害発生状況（休業4日以上の死傷者数）

四日市労働基準監督署
令和5年5月末現在

業種	年別	令和4年 死亡者数	令和4年 死傷者数	令和5年 死亡者数	令和5年 死傷者数	対前年比 死亡 人数	対前年比 死亡 %	対前年比 死傷 人数	対前年比 死傷 %
合計		1	263	1	245	±0人	±0.0%	−18人	−6.8%
製造業	食料品		21		17			−4人	−19.0%
	繊維工業		2					−2人	−100.0%
	衣服その他繊維				1			+1人	
	木材・木製品		2					−2人	−100.0%
	家具・装備品		1		1			±0人	±0.0%
	パルプ・紙加工品				2			+2人	
	印刷・製本								
	化学工業	1	5		3	−1人	−100.0%	−2人	−40.0%
	窯業土石製品		3		5			+2人	+66.7%
	鉄鋼業		3		4			+1人	+33.3%
	非鉄金属								
	金属製品		11		10			−1人	−9.1%
	一般機械器具		10		5			−5人	−50.0%
	電気機械器具		6		2			−4人	−66.7%
	造船		1		1			±0人	±0.0%
	造船業以外の輸送用機械等		5		6			+1人	+20.0%
	電気・ガス・水道業								
	自動車整備・機械修理業		2		1			−1人	−50.0%
	上記以外の製造業		3		2			−1人	−33.3%
	小計	1	75		60	−1人	−100.0%	−15人	−20.0%
鉱業	採石業		1					−1人	−100.0%
	上記以外の鉱業								
	小計		1					−1人	−100.0%
建設業	土木工事		9		10			+1人	+11.1%
	木造家屋建築工事				2			+2人	
	木造家屋以外の建築工事		11	1	10	+1人		−1人	−9.1%
	その他の建設業		7		6			−1人	−14.3%
	小計		27	1	28	+1人		+1人	+3.7%
運輸業	旅客運送業		3					−3人	−100.0%
	道路貨物運送業		47		47			±0人	±0.0%
	港湾運送業		1		1			±0人	±0.0%
	上記以外の運送業		5		6			+1人	+20.0%
	小計		56		54			−2人	−3.6%
第一次産業	林業								
	農業・畜産業		4					−4人	−100.0%
	水産業								
	小計		4					−4人	−100.0%
第三次産業等	商業 小売業		27		23			−4人	−14.8%
	商業 うち新聞販売業		4		1			−3人	−75.0%
	商業 上記以外の商業		15		8			−7人	−46.7%
	通信業		1		6			+5人	+500.0%
	保健衛生業 社会福祉施設		13		7			−6人	−46.2%
	保健衛生業 医療保健業・その他		2		7			+5人	+250.0%
	接客娯楽業 旅館業				3			+3人	
	接客娯楽業 飲食店		7		11			+4人	+57.1%
	接客娯楽業 ゴルフ業		4		1			−3人	−75.0%
	接客娯楽業 上記以外の接客娯楽業		2		3			+1人	+50.0%
	清掃業 ビルメンテナンス業		1		3			+2人	+200.0%
	清掃業 産業廃棄物処理業		7		3			−4人	−57.1%
	清掃業 上記以外の清掃・と畜業		2		3			+1人	+50.0%
	警備業		5		5			±0人	±0.0%
	上記以外の事業		14		20			+6人	+42.9%
	小計		100		103			+3人	+3.0%

資料出所　四日市労働基準監督署「死亡災害報告・労働者死傷病報告」
注:死亡者数は内数であらわしたもの。

【労働災害発生状況（上表参照）】
令和5年の休業4日以上の死傷者数は、前年同期と比較すると、18人減少（6.8%減少）となっています。
業種別では、「製造業」及び「運輸業」で減少していますが、「建設業」及び「第三次産業」では増加しています。

２０２３年４月１日から
月６０時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられています。

◆改正のポイント
中小企業の月６０時間超の時間外労働に対する割増賃金率が５０％になります

（2023年３月31日まで）

月60時間超の残業割増賃金率
大企業は 50%（2010年４月から適用）
中小企業は 25%

	１か月の時間外労働（１日８時間・１週40時間を超える労働時間）	
	60時間以下	**60時間超**
大企業	25%	50%
中小企業	25%	**25%**

（2023年４月１日から）

月60時間超の残業割増賃金率
大企業、中小企業ともに50%
※中小企業の割増賃金率を引き上げ

	１か月の時間外労働（１日８時間・１週40時間を超える労働時間）	
	60時間以下	**60時間超**
大企業	25%	**50%**
中小企業	25%	**50%**

➢2023年４月１日から労働させた時間について、割増賃金の引き上げの対象となります。

●時間外労働の上限規制の適用猶予期間の終了について

以下の事業・業務については、時間外労働の上限について適用が５年間猶予されていましたが、猶予期間が終了します。２０２４年４月１日以降については以下のとおりとなります。

適用猶予事業・業務	猶予期間終了後の取扱い（2024年４月以降）
工作物の建設の事業	・災害時における復旧及び復興の事業を除き、上限規制がすべて適用されます。 ・災害時における復旧及び復興の事業には、時間外労働と休日労働の合計について、月100時間未満、２～６ヶ月平均80時間以内とする規制は適用されません。
自動車運転の業務	・特別条項付き36協定を締結する場合の年間の時間外労働の上限が年960時間となります。 ・時間外労働と休日労働の合計について、月100時間未満、２～６ヶ月平均80時間以内とする規制が適用されません。 ・時間外労働が月45時間を超えることができるのは年６ヶ月までとする規制は適用されません。
医業に従事する医師	・医業に従事する医師の一般的な上限時間（休日労働含む）は年960時間ですが、医療機関に適用する水準により最大1860時間となります。詳しくは、お問い合わせ下さい。

2023年度定時総会を開催

ー事業計画･収支予算承認されるー

2023年度定時総会を去る5月18日(木)午後４時00分から、4年ぶりに都ホテル 四日市 伊勢の間において開催しました。

山崎会長が議長となり、次の３議案について審議がなされ、ずれも原案どおり承認されました。

第１号議案　２０２２年度事業報告並びに収入支出決算並びに公益目的支出計画実施報告書の承認について

第２号議案　２０２３年度事業計画(案)並びに収入支出予算(案)の承認について

第３号議案　任期満了に伴う役員の改選について

すべての審議を終了したのち、片野三重労働局労働基準部長・宮田四日市労働基準監督署長・森一般社団法人三重労働基準協会連合会専務理事の御三方からご祝辞を頂戴いたしました。

また、総会終了後には、会費制による意見交換会を同会場において、ご来賓の方々を交え、4年ぶりに開催いたしましたところ60名の方にご参加いただき、盛大に開催されました。

意見交換会の場では、協会の事業運営等についての貴重なご意見を頂戴致しました。今後の事業運営に活かしていきたいと考えています。

また、ご承認いただきました事業計画・予算の適正な執行に積極的に努めてまいります。今後ともご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

～ 会長・副会長選任～

2023年度定時総会終了後に開催された理事会において会長及び副会長が選任されました。

会　長（再任）　山崎　長徳
副会長（再任）　伊藤　豊久
副会長（再任）　下田　典史

■■　講習・教育　■■

開催月日 月	開催月日 日	種　別	修了者数（　）内申込定員
4	4･5･6･7	新入者安全衛生教育	170
	22	自由研削用といしの取替え等業務特別教育	27
	24	熱中症予防対策労働衛生教育	10
	25	ＫＹＴ実践研修	32
	27～28	職長等教育［建設業を除く］	32
5	23～24	職長等教育［建設業を除く］	32
	26･28	クレーン運転業務特別教育	40
	31	フルハーネス型安全帯使用作業特別教育	51
6	2	低圧電気取扱業務特別教育	59
	6～7	安全管理者選任時研修	46
	9～10	産業用ロボット教示等業務特別教育	37
	13～15	第一種衛生管理者免許試験準備講習	37
	28～29	職長等教育［建設業を除く］	32
7	3	フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育	(90)
	4	酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育	(30)
	7～9	アーク溶接等業務特別教育	(34)
	19	フルハーネス型安全帯使用作業特別教育	(50)
	21	ＫＹＴ実践研修	(32)
	22	自由研削用といしの取替え等業務特別教育	(36)
	25～26	職長等教育［建設業を除く］	(32)
	28	特定粉じん作業従事者特別教育	(40)
8	3～4	職長・安全衛生責任者教育	(32)
	8～9	安全衛生推進者養成講習	(50)
	22･27･9／2～3	フォークリフト運転技能講習	(20)
	22～25	〃	(20)
	22･29～31	〃	(20)
	23	化学物質管理者研修（製造事業場以外の事業場）	(50)
	25･27	クレーン運転業務特別教育	(40)
	29～30	職長等教育［建設業を除く］	(32)
9	1	低圧電気取扱業務特別教育	(60)
	5～6	安全管理者選任時研修	(48)
	8～9	産業用ロボットの教示等の業務特別教育	(38)
	12	ＫＹＴ実践研修	(32)
	14～15	職長等教育［建設業を除く］	(32)
	20	衛生推進者養成講習	(50)
	26	保護具着用管理責任者教育	(50)
	30	自由研削用といしの取替え等業務特別教育	(36)

■■　協会のうごき　■■

開催月日 月	開催月日 日	事　項	場　所
4	14	会計監査	当協会応接室
	17	総務委員会（2023年度第1回）	当協会会議室
	18	安全衛生委員会（2023年度第1回）	当協会会議室
	20	理事会（2023年度第1回）	当協会会議室
5	9	正副委員長会議（2023年度第1回）	当協会応接室
	〃	編集委員会（2023年度第1回）	当協会応接室
	18	2023年度定時総会	都ホテル四日市
7	31	安全衛生セミナー（第1回）	当協会会議室
8	2	正副委員長会議（2023年度第2回）	当協会応接室
	〃	編集委員会（2023年度第2回）	当協会応接室
9	22	安全衛生委員会（2023年度第2回）	当協会会議室
	27～29	全国産業安全衛生大会	ポートメッセなごや
10	4	三重県産業安全衛生大会	三重県文化会館
11	21	四日市地方産業安全衛生大会＆優良勤労者表彰式	四日市市文化会館

会員事業場のご紹介

「健康で安全な職場環境づくりへの取り組み」

株式会社三交ドライビングスクール

≪会社紹介≫

当社は、三重交通グループ企業として三重県の四日市自動車学校と愛知県の名四自動車学校の二校の自動車教習所を運営しております。両校とも歴史と伝統があり、地域の皆様に親しみのある自動車学校です。

四日市自動車学校においては、昭和36年5月に三重県公安委員会から指定自動車教習所として第一号の指定を受け、大型二種(ﾊﾞｽ)免許をはじめ、大型・中型(トラック)免許、普通免許、二輪免許に至るまですべての免許が取得できる三重県下では唯一の総合自動車学校です。

免許取得のお客様には「スキル＋ルール＋マナー」の理念に基づいた「運転技術」に加え、生命の尊さを理解した「こころの運転」ができるドライバー育成に日々励んでおります。

また「地域の交通安全センター」の役割として、高齢者講習、交通安全教室、企業の安全運転講習にも力を注いでおります。

四日市自動車学校　教習コース

四日市自動車学校　教習車両

名四自動車学校　教習コース

≪安全衛生活動の取り組み≫

当社では、毎月定例に衛生委員会を開催し、職場の安全や従業員の健康維持･増進、職場環境の改善などについて活動をしています。業種の特質上、安全には最も慎重に気を配る必要が多いことから職場でのヒヤリハット事例などの報告を受け、改善策を審議し安全に関する規定や教育などについて話し合っています。また、従業員の健康管理においても労働時間などの管理に努め、健康診断やストレスチェックの実施結果を分析し健康促進を図り、健康経営に取り組んでいます。いずれも形式的とならないよう配慮し、気軽にコミュニケーションを取りながら問題の解決策を提案するなど、従業員がより働きやすい安全な職場環境となるよう最善を尽くしています。

≪おわりに≫

当社の日頃の安全衛生に対する取り組み活動が評価され、2022年10月4日に三重県産業安全衛生大会において三重労働局長表彰「安全衛生努力賞」を受賞しました。今後も職場の安全と職員の健康を守り、より快適な職場環境を形成していけるよう労使間で積極的に意見を交わし、それがより良いサービスに繋がるよう職場環境の改善に努めてまいります。